

大阪・関西万博における石川県催事出展基本設計業務仕様書

1 業務名称

大阪・関西万博における石川県催事出展基本設計業務

2 業務目的

石川県は、「祭り」や「食文化」など本県の多彩な文化の魅力、国際文化交流による平和へのメッセージ、令和6年能登半島地震からの復興に取り組む姿を国内外に発信することを目的に、大阪・関西万博（以下、「万博」という。）の催事に出席することとしている。

本業務は、この目的を円滑に達成するため、「展示企画基本設計」と「運営基本計画策定」を行うものである。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務委託内容

(1)前提条件

石川県では、「祭り」と「食文化」をテーマに、万博会場内の2つのスペースを用いて催事を実施する。

① 出展期間・会場

【期間】

・「祭り」:令和7年8月26日～令和7年8月27日

・「食文化」:令和7年8月26日～令和7年8月31日

※いずれも搬入出、撤去時間を含める

【会場】

・「祭り」:EXPO アリーナ「Matsuri」

[概要]屋根付き屋外ステージ+広場(屋外)

ステージ形式:間口 約18m、間口高さ 約10m、奥行 10.8m

収容人数:約16,000人規模(客席なし/観覧エリアの床面は人工芝)

・「食文化」:EXPO メッセ「WASSE」

[概要]屋内展示場

会場面積:2,000 m²(この内、石川県として180 m²の区画を使用)

※その他施設概要は「2025年日本国際博覧会 催事施設概要」を参照のこと

https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sponsorship/event/event_facility_summary_230911.pdf

(注:情報が更新される場合は、別途県より展開を行うものとする)

②コンセプト

i) 「祭り」

・本県の多彩な祭りや文化の魅力を発信し、理解を深めてもらうことで、催事後の来県につなげる

ii) 「食文化」

- ・本県の食文化の魅力と背景にある本県の「価値」を発信し、交流人口の増加を図る

(2) 業務

① 展示企画基本設計業務

- ・展示内容、演出方法、設備計画の検討・確定
- ・展示シナリオ、展示構成リスト作成
- ・平面図面(全体的な構成と配置、動線計画)作成
- ・工種別細目の確定(意匠、造作、グラフィック、造形・模型・設備、映像・情報装置、映像・情報コンテンツ、演出照明)
- ・展示設計図等作成(意匠図(平面図・立面図・断面図)、造作図、グラフィック図、造形・模型・設備・展示装置図、映像・情報装置図、映像・情報コンテンツ等シノプシス、演出照明・電気設備図)
- ・イメージパース、コーナースケッチの作成
- ・展示製作費予算内訳書作成
- ・維持管理予算設計内訳書作成
- ・展示制作の工程計画作成

② 運営基本計画策定業務

- ・(2)①を踏まえた石川県催事運営基本計画を策定する。
- ・運営スタッフ等の雇用・研修、警備、清掃、機器の操作・保守等の運営実施業務の発注に係る具体的な与件の整理及び、概算費用の算定を実施する。

③ 展示企画基本設計・運営基本計画策定にかかる調整・会議等運営業務

- ・本業務に係る定例ミーティング等の開催、議事録の作成、全体管理を行うこと。
- ・関係機関、関係者等との連絡調整、謝金等の支払及びその他の業務について、県と協議の上実施すること。

④ 本業務に係る報告書の作成

- ・必要な事項を、石川県と協議の上、作成し、提出すること。

⑤ 成果品の提出

本委託業務における成果品は、上記の報告書の他、調査に使用したデータ等も提出すること。

- i) 展示設計図書、展示設計図面
- ii) 数量算出書、設計仕様書(内訳書)
- iii) 運営基本計画、数量計算書

なお、必要に応じて、中間報告を求める場合がある。

⑥ 業務完了報告

受託業務が完了したときは、履行期限までに業務完了報告書 1 部(任意様式、A4・両面印刷)を提出し、県の完了検査を受けること。

(3) 留意事項

- ・石川県への誘客や県産品の物販拡大につながるような企画とすること。
- ・石川県の魅力を来場者へ伝えることができるよう、石川県ならではのコンテンツの企画やおもてなしの工夫を凝らすこと。・業務に必要な関係官公庁との協議(特に県内市町等の意見聴取)、各種打ち合わせ、資料作成、その他業務上必要となった事務等に協力すること。
- ・展示品の構造・デザインは、ユニバーサルデザインと操作性、安全性に配慮したものとすること。
- ・効率的な運用を前提とした展示設計を行うこと。
- ・展示品等に使用する素材や機器は、SDGs の理念を考慮し、環境に配慮したものとすること。
- ・公益社団法人2025年日本国際博覧会協会のガイドラインおよび調達コード、催事施設利用ガイド等に適合した運営計画を策定すること。
- ・事業実施に必要な各種調査を行うこと。

5 納期およびスケジュール

成果品の納期について、令和7年3月31日(月)とする。

なお、必要に応じて、上記の中間報告を求める場合がある。

この他、本業務を進めるためのスケジュールについては、県と協議の上、決定するものとする。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

業務受託者は、業務受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報の保護

業務受託者が本委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法(平成15年法律第57号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。

受託業務に従事する者又は従事していた者が、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、個人情報の取扱いについて十分留意すること。

(3) 守秘義務

業務受託者は、本委託業務を行うにあたり、業務上知り得た個人情報等の守秘事項を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 著作権等

①受注者は、本業務の成果品(以下、「成果品」という。)の著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む)を全て発注者に譲渡する。

- ②受注者は、成果物について、県及び県が指定する第三者に対して、著作権人格権を行使しない。
- ③受注者は、本業務により知り得た情報を業務中及び業務完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはいけない。
- ④成果品について、著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し、県は責任を負わない。

(5)その他

- ①委託契約金額には、旅費、通信費、燃料費、消耗品費、郵送費、印刷製本費等、業務に係る必要経費の一切を含む。
- ②委託業務の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合には、県と協議の上実施するものとする。
- ③業務受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により、県又は第三者に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。